

3. 清流の国ぎふ森林・環境税条例

平成23年岐阜県条例第45号
改正平成24年岐阜県条例第7号
改正平成28年岐阜県条例第58号

(趣旨等)

第1条 この条例は、全ての県民がその恩恵を享受している森林及び河川の有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の公益的機能の重要性に鑑み、その公益的機能の維持増進を図るための事業に必要な財源を確保するため、清流の国ぎふ森林・環境税として、岐阜県税条例（昭和25年岐阜県条例第22号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 県民税の均等割のうち、次条及び第3条の規定により加算した額に係るものを「清流の国ぎふ森林・環境税」と称する。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 平成24年度から平成33年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第24条の規定にかかわらず、同条に定める額に1,000円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成24年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第32条第1項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第32条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「清流の国ぎふ森林・環境税条例（平成23年岐阜県条例第45号）第3条第1項」とする。

(基金への積立て)

第4条 知事は、清流の国ぎふ森林・環境税に係る収納額に相当する額から清流の国ぎふ森林・環境税の賦課徴収に要する費用の額を控除して得た額を、清流の国ぎふ森林・環境基金（清流の国ぎふ森林・環境基金条例（平成23年岐阜県条例第51号）に基づく清流の国ぎふ森林・環境基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(県税条例附則第5条の2の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

2 県税条例附則第5条の2の規定の適用がある場合においては、第2条中「第24条」とあるのは、「附則第5条の2」とする。

附 則（平成24年3月27日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第41条第1項の改正規定及び附則第8項の規定 平成24年4月1日

(2)・(3) (略)

附 則（平成28年12月20日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

4. 清流の国ぎふ森林・環境基金条例

平成23年岐阜県条例第51号

(設置)

第1条 森林及び河川の有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の公益的機能の維持増進を図るための事業に要する資金に充てるため、清流の国ぎふ森林・環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

- (1) 清流の国ぎふ森林・環境税条例（平成23年岐阜県条例第45号）第4条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- (2) 前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

5. 清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会規則

岐阜県規則第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例（平成 25 年岐阜県条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 清流の国ぎふ森林・環境基金条例（平成 23 年岐阜県条例第 51 号）に基づく清流の国ぎふ森林・環境基金を財源とする事業（以下「基金事業」という。）の実施後の評価
- (2) 基金事業についての提言
- (3) その他基金事業に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、林政部恵みの森づくり推進課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

6. 清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会委員名簿

[任期: 令和3年4月1日～令和5年3月31日]

(50音順 敬称略)

氏 名	所属・役職等
かさい ひろまさ 笠井 博政	株式会社OKB総研 OKB農林研究所 所長
きだ まりこ 木田 まり子	弁護士
こみやま あきら 小見山 章	岐阜大学 名誉教授
すぎやま ゆうこ 杉山 祐子	中部学院大学 短期大学部 教授
たかぎ あきよし 高木 朗義	岐阜大学 社会システム経営学環 教授
たけなか まさこ 竹中 昌子	一般財団法人岐阜県地域女性団体協議会 会長
とくち なおこ 徳地 直子	京都大学 フィールド科学教育研究センター 教授
ところ ひろし 所 洋士	公認会計士
8 名	